

# 御殿場市立中学校 部活動ガイドライン

令和2年2月1日改正  
御殿場市教育委員会

## 1 ガイドライン作成の趣旨

部活動は学校教育の一貫であり、豊かな人間関係づくりと明るく充実した学校生活を送る上で大きな意義を果たしています。この実施にあたっては、校長を中心とした責任体制のもと、生徒の自主性を尊重した「魅力ある部活動」が展開されるよう配慮することが必要です。

そこで、御殿場市教育委員会では、部活動における生徒の健全育成に資するガイドラインを以下の通り策定します。

## 2 部活動指導の在り方について

部活動は、集団生活に主体的に参加する生徒の育成と、人間形成の場としての重要な役割があります。これは、学校生活でしか味わえない貴重な体験であり、それぞれの学校は実情に応じて、その学びの場を提供するために尽力します。

御殿場市では、以下の点に留意しながら部活動指導を進めます。

- (1) 生徒の心理面・健康面を考慮した適切な指導を心掛ける。
- (2) 安全管理を徹底し、事故防止に努める。
- (3) 体罰や暴言の禁止を徹底する。
- (4) 外部指導者（外部コーチ）や部活動指導員を意図的・計画的に活用する。

## 3 部活動時間や休養日の基準

運動部活動の休養日の設定及び活動時間については、スポーツ庁が示す「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（国ガイドライン）」、また「静岡県部活動ガイドライン」を参考に、以下の通り活動の基準とします。

### (1) 練習日

ア 原則として平日に1日以上、土・日曜日にはどちらか1日の休養日を設定する。（大会・コンクール等で休日すべてを活動した場合、休養日を他の曜日に必ず確保する。）

イ 休日の練習は、生徒のバランスのとれた生活や成長からみて無理のない範囲で活動する。

- ウ 長期休業中の土日・祝日は、その意義を踏まえ、原則練習は行わない。
- エ 夏季休業中の練習日は10日以内とする。冬季休業・学年末学年始休業については、休業日の3分の1以内とする。

## (2) 練習時間

- ア 平日の練習時間は、2時間以内を適当とする。
- イ 平日の始業前には、原則練習は行わない。
- ウ 休日の練習時間は、3時間以内を適当とする。

## (3) 練習試合、大会への参加について

- ア 練習試合への参加は、原則として県域内もしくは近隣県外とする。
- イ 練習試合、大会・コンクール等への参加は、生徒の発育発達からみて、無理のない範囲とする。
- ウ 実施にあたっては、事前に学校長の承認を得る。

## (4) その他

- ア 試合期や長期休業中など、まとまった練習等の時間が必要となる場合には、超過した活動日数や時間について、休養日や時間を他の日に必ず振り返る。
- イ 部活動終了時刻及び完全下校時刻について、季節や日没時刻、シーズンオン・オフ等を考慮し、年間を通して日課表を弾力的に運用するなど、カリキュラムマネジメントの視点に留意する。
- ウ 顧問は、年間計画を立て、計画的に運営することを心掛ける。また、生徒・保護者向けに練習予定などを早めに周知できるように努力する。

# 4 その他

## (1) 指導・運営に係る学校体制

校長は、生徒や教員の人数をふまえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置します。また、校長は、教員の部活動指導時間の上限をふまえ、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会・コンクール等を精査します。

## (2) 市教育委員会の対応

市教育委員会は、週末等が開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や顧問の過度な負担にならないよう、定期的なアンケートを行い、業務改善及び勤務時間管理等の指導・監督を行います。